

宮城県石巻市（国内 7 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要

令和 6 年 11 月 10 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 基本情報

用途（飼養羽数）：肉用鶏（約 12.4 万羽）
発生家きん舎の構造：ウインドウレス鶏舎 8 鶏舎
発生家きん舎の飼養形態：平飼い

2 農場の周辺環境・農場概況

- ① 当該農場は、山間部に位置し付近は林に囲まれている。
- ② 当該農場には平飼いのウインドウレス鶏舎 8 棟の他、鶏糞保管施設、鶏糞焼却施設が各 1 棟あった。当該農場の南東方向には関連の肉用鶏農場が隣接しており、当該農場への入場は、当該関連農場の中を走る道を介してのみ可能であった。また、鶏糞保管施設、鶏糞焼却施設は当該農場及び当該関連農場の共用であった。
- ③ 鶏舎の入り口の反対側の妻と片側の平にそれぞれ 18 台及び 12 台の排気用ファンが設置され、トンネル換気されていた。当該ファンは飼養期間の前半は平側のもの、後半は妻側のものが使用されていた。平側のファンの開口部には防鳥ネット（目の 1 辺は 1 cm 程度で亀甲型）が設置されており、妻側のファンに防鳥ネットは設置されていなかったが、停止時は自動で蓋がされるようになっていた。発生鶏舎では調査時、妻のファンが常時 5 台程度自動で稼働するようになっており、18 台のファンがそれぞれ稼働と停止を繰り返していた。また、鶏舎の排気用ファン設置部位には消臭剤ミストの噴霧パイプが張り巡らされていた。この噴霧パイプは飼養期間中常時ミストを噴霧しているとのこと。吸気については、鶏舎の平側の約 2.5m の高さに開口部から行われ、鶏舎天井に 3 列 36 台で設置された入気口から鶏舎に供給されるようになっていた。入気口にフィルターは設置されていなかった。
- ④ 農場の北東 50m にため池があり、カモ類、サギが認められた。

3 通報までの経緯

- ① 飼養管理者によると、発生鶏舎では通常一日当たりの死亡羽数が淘汰を含め約 15 羽であったところ、11 月 8 日に 32 羽死亡し、9 日に 163 羽死亡しているのが確認されたため、契約会社の管理獣医師に連絡をし、管理獣医師が簡易検査を実施したところ陽性となった。これを受け、家畜保健衛生所に通報をしたとのこと。死亡鶏は鶏舎の奥で壁沿いにコの字状に分布しており、その周辺に衰弱個体が 10 羽程度認められたとのこと。また、死亡鶏は、死亡直前に餌食いへの変化や明確な臨床症状は確認されず、突然死亡したとのこと。

4 管理人及び従業員

- ① 当該農場には 4 名の従業員（管理人 1 名、アルバイト 3 名）がおり、選任の鶏舎を設けず飼養管理を行っていたとのこと。鶏舎の担当は専従にはしておらず、その日ごとに担当が決められているとのこと。

5 農場の飼養衛生管理

- ① 車両出入口は関連農場入口の 1 か所のみで、入口で全ての車両について動力噴霧器でタイヤ周りの消毒を実施し、関連農場衛生管理区域に入り、関連農場と発生農場の境界で再度動力噴霧器によるタイヤ周りの消毒を実施し発生農場の衛生管理区域に入場していた。
- ② 従業員は、発生農場の衛生管理区域に入ってすぐにある事務所において専用の衣服

に着替えた上で手指の消毒を行い、専用長靴に履き替え踏込み消毒（オルソ剤及び逆性石鹼）を行ってから作業を行っていたとのこと。

- ③ 鶏舎に入る際は、各鶏舎の入口外にある消毒槽で衛生管理区域用の長靴を消毒し手指をアルコール消毒のうえ、すのこを使って鶏舎専用の長靴に履き替えた後鶏舎内の踏込み消毒槽及び踏込み石灰槽で消毒を行い、再度手指のアルコール消毒を行った上で鶏舎内作業を行っていた。従業員以外の者が鶏舎に立入ることはないとのこと。
- ④ 飼料運搬業者は、①のとおり車両消毒を行ったあと、車両消毒場所に設置されているアルコールスプレーで手指、衣服、運転席のフロアマットの消毒を行い、持参した農場専用の長靴を履いて衛生管理区域内に入っていた。
- ⑤ 農場敷地の境界には一部フェンスが設けられており、関連農場入口には立入り禁止の看板が設置されていた。鶏舎周囲のアスファルトには消石灰が散布されていた。消石灰は7～10日に1回程度散布していたとのこと。
- ⑥ 飼料タンクは各鶏舎の横に設置されており、上部には蓋が設置されていた。飼料の搬入は毎日行われるが、各鶏舎に設置されたタンクへの追加は2日に1回程度とのこと。
- ⑦ 飼養鶏への給与水は水道水を使用しているとのこと。
- ⑧ 飼養管理者によると、鶏舎ごとにオールイン・オールアウトを行っており、オールアウトのたびに4～9日間の空舎期間を設け、鶏舎内の鶏糞の搬出、清掃・消毒を行っていたとのこと。過去30日に導入、出荷はなかったとのこと。
- ⑨ 死亡鶏は、各鶏舎の作業者がバケツに集め、鶏舎横にあるドラム缶で保管し、死体回収業者が2日～7日に1回収していたとのこと。
- ⑩ 鶏糞は衛生管理区域の西側に位置する鶏糞保管施設で保管し、その隣にある焼却施設で焼却していた。焼却灰は業者によって15日に1回搬出されていた。

6 野鳥・野生動物対策

- ① 農場内では特に夕方に焼却施設、鶏糞保管施設周辺の林でカラスが確認されることがあった。調査時も数羽のカラスを農場内で認めた。また、2-③の開口部の蓋にスズメが巣を作ることが過去にあったとのこと。実際に侵入する可能性は不明であるが、2-③の排気用フィルター周辺でハエが確認された。
- ② 農場内ではタヌキやネコを時々見かけるとのこと。
- ③ 鶏舎内ではほぼネズミを見かけることはなく、ペストコントロール業者と契約し殺鼠剤、粘着シートを設置していたものの、ネズミがかかったのは過去7年間で2度とのこと。調査時、ラットサインやネズミの糞は見かけなかった。

（以上）